

令和3年宇治田原町重大事件等調査特別委員会

令和3年8月26日

午前10時開議

議事日程

日程第1 行政報告

- ・第4回宇治田原町重大事件等調査委員会（第三者委員会）の概要（調査報告書）について
- ・宇治田原町入札不正再発防止策（素案）について

日程第2 第1分科会の報告について

日程第3 第2分科会の報告について

日程第4 まとめ小委員会の設置について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	1番	浅田晃弘	委員
副委員長	5番	山内実貴子	委員
	2番	原田周一	委員
	3番	宇佐美まり	委員
	4番	山本精	委員
	6番	上野雅央	委員
	7番	藤本英樹	委員
	8番	森山高広	委員
	9番	馬場哉	委員
	10番	榎木憲法	委員
	11番	今西利行	委員
	12番	谷口整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西	谷	信	夫	君
副	町	山	下	康	之	君
都	市	星	野	欽	也	君
整	備	奥	谷		明	君
政	策	垣	内	清	文	君
監		青	山	公	紀	君
総	務	村	山	和	弘	君
担	当					
理	事					
事						
課	長					
長						
課	長					

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	矢	野	里	志	君
庶	務	係	長	太	田	智	子	君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（浅田晃弘） 皆さん、おはようございます。

本日は、閉会中における重大事件等調査特別委員会を招集いたしましたところ、町当局の関係者をはじめ、委員の皆様には、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

本日の特別委員会は、談合収賄事件に係る第4回第三者委員会の概要（調査報告書）について及び宇治田原町入札不正再発防止策（素案）について、町当局より説明を願うとともに、各分科会からの報告等をいただきたいと思いますと考えております。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めまして、おはようございます。

重大事件等調査特別委員会開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本委員会を開催するにあたりまして、浅田委員長様、また山内副委員長様におかれましては大変ご苦勞をおかけいたしますが、どうぞよろしく願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスが猛威を振るう中、京都府に4度目となる緊急事態宣言が発令されたことを受け、本町では、図書館を除く公共施設を臨時休業、休館することとしたところでございます。

このような中、8月17日並びに18日には、ごみ収集業務に従事している本町職員が新型コロナウイルスに感染したことが判明いたしました。現在のところ、日常業務に支障は生じておりませんが、住民の皆様には感染防止の徹底を呼びかけてきた町としては、今回の状況を重く受け止めるとともに、今後もさらなる感染拡大防止の徹底を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

本日の重大事件等調査特別委員会では、去る7月29日に開催されました第4回重大事件等調査委員会（第三者委員会）の概要について、調査委員会から提出があった調査報告書及びその報告を受けて町で取りまとめました入札不正再発防止策（素案）を中心に、後ほど説明、ご報告をさせていただきますので、委員の皆様方におかれましては、慎重なるご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶といたします。

どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の重大事件等調査特別委員会を開きます。

会議は、お手元に配付しております会議日程及び資料等により進めさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、行政報告について。

町当局より、第4回第三者委員会の概要（調査報告書）について説明を求めます。奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 皆様方、改めましておはようございます。

私のほうからは、本日の行政報告の1つ目でございます。第4回宇治田原町重大事件等調査委員会、第三者委員会でございますけれども、これの概要、調査報告書につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

私のほうからの説明させていただく資料でございますけれども、まず1枚、第三者委員会の委員長からの調査報告書に当たりましての鑑文と申しますか、写と書かせていただいておりますものを1枚と、調査報告書の提出にあたりまして、安保委員長から総括として述べられました委員長朗読用の紙を表裏のものでございますけれども1枚、そして調査報告書を綴じたものを一式、3種類ご用意させていただいておりますので、これに基づきましてご説明を申し上げたいと存じます。

まず、皆様方、ご存じのとおり、議会でご可決賜りました宇治田原町重大事件等調査委員会設置条例に基づきまして、安保弁護士を委員長といたします5名でこの当委員会を設置いただきました。第1回目の会議を2月19日に開催いただいた以降、関係者への聞き取り調査やアンケート調査も実施していただく中、計4回の会議をいただきまして、去る7月29日に調査報告書の提出をいただいたものから本日ご報告させていただくものでございます。

調査報告書の詳細につきましては、説明のほうは省略させていただきます。私のほうからは、2枚目のこの総括として安保委員長が朗読されましたこの1枚ものを、私代わりまして、改めまして読み上げさせていただきたいと存じます

2枚目の資料をご覧ください。

まず、本件重大事件の実態把握、原因についてであります。

本件は、町立保育所の建築工事の工事請負業者を決める過程において、当時、本町の健康福祉部長であった光嶋隆氏により引き起こされた情報漏洩、収賄の刑事事件ですが、

本件の大きな特徴は、設計金額などの漏洩及び賄賂の授受は、民間業者から光嶋氏への働きかけによってなされたのではなく、公務員である光嶋氏主導で行われたということです。と述べられております。

すなわち、町の予算内で建築工事をしてくれる業者を光嶋氏が確保する目的で、入札実施の数カ月前に特定の業者に対し、設計金額の範囲内の金額で工事を請けてくれるかどうかを光嶋氏が確認する過程で、設計金額や設計図面の情報漏洩を行い、併せて賄賂の授受の約束がなされ、実行されたものでした。

なお、当該工事の設計金額は、町が正式に依頼した設計会社が当初出した見積金額より相当低い金額となっており、町が先に決めた予算の範囲内となるよう光嶋氏主導で設定された金額でした。と述べられております。

このような漏洩や賄賂の授受がなされた原因や背景としては、競争入札制度の甚だしい軽視、町職員と業者との距離の近さや職業倫理の欠如などが挙げられます。

すなわち、本町の建築一式工事の分野においては、平成19年に一般競争入札制度が導入されて後も、町内業者の育成等の目的で多くの一般競争入札において地域要件が設けられ、指名競争と同様、入札に参加できる業者は町内業者5社前後に限られてきました。その結果、入札の競争原理が働かず、法の原則である競争入札制度が形骸化している実態が認められます。また、地域要件の設定により、町が町内業者を保護育成する関係ができ、町が町内業者に対し仕事を与えてやっているという優越的意識が醸成され、町内業者は町からの要請を断りにくいという関係が形成されていました。さらに、小規模な自治体であるため、町職員と町内業者との距離が近くなっていたと考えられます。と述べられております。

裏面にいっていただきますと、さらに、本町では、職員に建築分野の技術者がおらず、建築の設計金額の見積もりを入札に参加できる町内業者に依頼するということが恒常的に行われてきました。そのため、入札実行前に町職員が業者と接触し、当該案件の工事金額に関して業者と協議を行うことについての精神的ハードルがもともと低かったものと推察されます。と述べられております。

光嶋氏の競争入札制度への理解は、決定的に欠けておりました。光嶋氏は、業者間の公正で透明な競争で公契約の相手方と適正金額を決めるという競争入札制度の意義を理解せず、町による保育所の建設を予算内で進めるため、落札業者を自分で確保することのほうが重要であると判断していました。光嶋氏が設計金額の漏洩を行ったのは本件が初めてではなく、本件と同じ業者に対し、本件以前に4回、設計金額を漏洩してしま

た。

以上のような背景のもと、本件は光嶋氏が主導して設計金額を設定し、その設計金額で工事を引き受ける業者をあらかじめ確保するため、過去にも設計金額を漏洩する関係にあった親密な業者に声をかけ、設計金額や設計図面を漏洩したものです。

なお、本件重大事件の直接の原因ではありませんが、調査の過程で、本件を含めた複数の案件で一部の町内業者の間で継続的に談合が行われていたことも判明しています。これは、地域要件によって入札参加業者が少数に絞られており、談合が行いやすい環境にあったことが要因と考えられます。過度な地域要件の設定は、談合の要因となるだけでなく、競争による適正金額の決定という競争入札制度の目的に反するものであり、速やかに改善する必要がある。と申し上げられております。

再発防止策としては、地域要件の運用の見直し、法令遵守・職務倫理保持の職務執行体制の構築、事業者との適正な距離の確保、公正かつ適正な設計金額の設定の実施等の提言を行わせていただきます。

詳細は報告書をご確認ください。

という委員長朗読をいただきまして、町長に対して提出を受けたのが冊子としております調査報告書でございます。

先ほども申し上げましたように、中身のご説明は省略させていただきますが、1枚開けていただきまして、目次をご覧くださいますとお分かりのように、全体を3部構成としていただいております。

まず、第1部といたしましては、実態把握と原因究明としてまとめていただいております。第2部といたしまして、本町の建築工事入札の制度と運用という部分に触れていただいております。そして、最終第3部といたしまして、再発防止のための方策、第1、第2、第3とございますが、この第3の中で再発防止策の提言として1番目から10番目の10項目の柱につきまして、それぞれ提言をいただいております。

中身の説明は省略させていただきますが、以上、調査報告書の提出にあたりましてのご説明とさせていただきます。私のほうからは以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 説明が終わりました。何かございましたらお願いいたします。今西委員。

○委員（今西利行） この報告書の中身について質問させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） どうぞ。

○委員（今西利行） 6 ページですが、「Dから町長らに直談判し、町当局が調べ、光嶋氏ら関係者が否定したので、光嶋氏に対して設計図書の漏洩ではなく文書管理懈怠を理由にした文書注意で終わっている」というふうにあります。これは甘いと言わざるを得ないと思うんですけれども、まず何が文書管理懈怠と判断されたのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） ここで述べていただいております文書管理懈怠という意味でございますけれども、こちらにありますように、もともとそういう通報がありました。そして、その状況を調べるために、町といたしましても調査をいたしました。関係者全てが否定をされたということで、摘発等の処分、そういう行為に対する処分には至らなかったわけですが、その過程の中で設計図書、これも最終的な設計図書ではなさそうなんですけれども、設計図書をまとめ上げる過程の資料が渡っておった。業者が知るに至ったということに対して、文書管理上の問題として処分をさせていただいたというものでございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） ということは、文書内容で注意されたんですかね。そうですね、はい。その辺り同じことになるかもしれませんが、もうちょっと言っていただけますか。

○委員長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの今西委員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

今、詳細については、総務担当理事のほうから答弁させてもうたっておりでございますけれども、その内容が出たということもあつた経過の中で、その文書の管理ができていないということで、文書による本人への訓告処分をさせてもうてるところでございます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） そうですね。今後、どのような対応が必要であつたかということですが、提言では、「第三者を加えた事実究明と厳正な処分を行うシステム作りが必要である」というふうに出てくると思うんですけれども、それと関連してはどうですか。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 十分その辺を踏まえて、今後、やはりそういった公正取引委員会等々、そういうところの機関へ、そういうことが事実あったということを、その中で対応を図っていくのが重要であろうかというふうに思いますし、文書管理については、今後やはり職員一人一人がしっかりと管理をしていくと。言うたら、情報等々機密関係もやはり管理をしていくと、そういう部分では、今後、研修等々で踏まえてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員、日程の次に、不正再発防止策というのもございますので、それもあるということも思っていた中で質問ということで、ちょっと考えていただければありがたいかなと思います。今西委員、どうぞ。

○委員（今西利行） 後の町のほうからの報告があると思うんですけども、それから質問させていただいても結構ですけども。

○委員長（浅田晃弘） いや、それは日程第2のほうでございますので、そういうことを頭に入れながら読んでもらっていると思いますので、資料を。だから、そういうことも踏まえながら今回のこの説明資料についてご質問いただきたいなと思っております。よろしくをお願いします。今西委員。

○委員（今西利行） Dからのそういう告発があったということですが、これまでもそういう告発というようなことはなかったんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 今のご質問でございますけれども、それまでは全くなかったということと、それと今の告発についても、もう既に事業のほうはかなり大詰めになってきている、その時点であったために、入札までにそういった情報があれば、すぐにそういった公正取引委員会等へも通報があったんですけども、現にもう仕事のほうもほぼ7割ぐらい進めていただいていたので、ちょっとその辺については今後の課題として、先ほど町長のほうから答弁申し上げたような対応をしっかりと図っていかなければならないというように認識しているところでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） 続けて、談合についてですけども、かなり詳しい談合の経過が報告書の中にあるんですけども、このような談合については、町のほうでは全く関知されていなかったんでしょうか、これまで。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） はい、全く関知しておりません。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） 後と関連はすると思うんですけども、今後、具体的にどういうふうにされるかということをもた後で聞きたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんでしょうか。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今西さんも触れられましたけれども、報告書の5ページから6ページにかけて、私のほうからも少し詳しく説明をしていただきたいのでお願いしたいと思います。

第5章、このDによる告発の部分なんですけど、「Dは本件入札の件を町長らに直談判された」というふうにされておまして、今も説明ございましたが、いわゆる談合の可能性が否定できひんから町関係者もいろいろ調査をされたというふうに思うんです。それについては、刑事告発しなかった、この部分についてしなかった理由と自分たちの町の調査で十分やというふうに思われた、そういうふうと考えられたから文書の注意にされたと思うんですけども、ここは結局、これぐらいのいわゆる公益通報みたいなものがあれば、刑事告発するべきではなかったかなというふうに思うんですけども、そこをしなかった理由については、当時関係者、今でもいらっしゃるのかどうか分かりませんけれども、お答えできますか。

○委員長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの馬場議員の質問でございますけれども、この内容的に本人をはじめ、また入札に参加している業者等も既に分かりますので、そういった方々に対して、それぞれ事情聴取をした結果、特に問題がないということで、おっしゃられた、そういう経過も踏まえて、そういったような先ほども申しあげました文書による注意を行ったところでございまして。結果的に申しあげれば、今ご指摘いただいたように、先ほども町長のほうからご答弁申しあげたように、そうした事案が発生したときにそういったところへの即刻の通報、これも非常に大事なかなというふうには、今からではございますけれども、非常にそういった部分についても甘かったというような認識は今でも持っておるところでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今、副町長のほうから、ちょっと認識が確かに甘かったかなという話もございましたけれども、時間的に言うと、告発が平成29年7月にあつて、光嶋が賄賂を受け取ったのが10月3日というふうに上の第4章でなっておりますので、その平成29年7月のときにしっかり本人に、関係者を含めてしっかり注意というか、こう

いうことはしないようにということをきっちり申し述べておいたら、結局、10月の現金20万円の授受はなかった可能性があると思うんです。可能性ですよ。あったかどうかは知りません。そういうことも含めると、やはり平成29年7月告発があったときに、もう少し処分的に刑事告発はしなかったにしても、本人に対してこういうことはあかんのやということを注意することが、結局甘かったというふうに思うんです。私はそういうふうに思うんですけれども、その点についてはどういうふうな見解を持っておられるんですか。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 入札以前であればということもやはり思うところは今から思うたらあるんですけれども、本人に対して文書注意ということでございますけれども、本人に対してやはりそういう不正はあってはならないと。やはり我々全体の奉仕者として住民の信頼をいつも大切にしていかなあかんということは、本人にも直接申し上げておるところでございます。甘かったというのは、それは私もそのように今は認めておりますし、今後やはり厳正に対応していかなければならないと反省をしておるところでございます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今、町長のほうから、その時の判断が少し甘かったというお話がございましたので、いわゆる当時から職員さんにも公益通報制度はありますけれども、民間からもやはりこういう告発があれば、しっかり、どこからの線で告発するか内部で調査するかいろいろあるかと思うんですけれども、結果的にこの判断が甘かったから20万円の授受の事件性が発生したというふうに言わざるを得ないですね。それについては、文書の管理の懈怠を理由に本人に注意をさせたというふうなお話ですけれども、その内容についてもう少し、今関係者いはるの町長、副町長だけですかね、光嶋に対してどういう注意をさせはったか、しっかりその点ちょっと思い出していただいて、その当時のことをお聞かせ願えたらありがたいと思うんですけれども。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 先ほども申し上げましたけれども、その時は本当に各事情聴取をしてもらって、事実関係が確認できなかったけれども、入札終わって事業が進んでいる間にこんな紙が出てくるのはおかしいやないかということでの文書管理ということで、厳重に注意しましたと同時に、やはり先ほども申し上げましたけれども、町民との信頼関係で仕事しているし、町民等の血税でこれはお金を使わせてもらっているんやというこ

とで、今後しっかりと徹底せいということで申し上げたところでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 光嶋への当然注意については、今、町長が申し述べてくれはったんでよく分かりますけれども、やはり管理者、理事者側として、これはやはり警察に言わなあかんという部分については、それはやはり民間から公益通報あるわけですから、これはやはりどうしても町で調べられへんということがあれば、今後も含めて、やはりちゃんとそこは判断をシビアにやっていかないとコンプライアンス守れないと思いますので、そこはぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

榎木委員。

○委員（榎木憲法） 13ページなんですけれども、下から5、6行目、2番の「業者への見積り依頼」という項目なんですけど、職員に専門家がないので業者に見積り依頼をして、それで設計されていたみたいなんですけれども、その業者も入札に参加できるという非常に怪しいスタンスで執り行われてきたわけです。そういう見積りをした業者が落札したというような状況はあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 見積りで設計金額を決めるということは、間々あることとでございます。見積りで設計金額等を決めるというのは、製品などが取扱量とか取引量の大小や地域によって価格が異なるという現状があります。地域事業については、地域の実情に即した積算を行わなければ、企業としても適切な利益が得られないということで、地域事業振興の観点からも一定地域でやる事業については、地域の見積業者から取っていくと。その見積業者が落札するということは当然あり得るということでございます。

ただ、この報告書の指摘にもございますように、例えば入札でするのであれば、指名であれば指名業者全員から取るとか、公平性がしっかりと担保されていなかったというご指摘でございますので、この点については、次の章になりますけれども、改善していくということで考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） その見積りをされた業者が落札したというようなことは、件数としては少なかったんでしょうか、どうでしょう。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） かなりございます。はい。

○委員（榎木憲法） はい、分かりました。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかに何かございましたら。山本委員。

○委員（山本 精） 僕も5ページのDによる告発というこの辺のところでお聞きしたいんですが、先ほど、文書注意をされたということで、その後無くなったみたいに書いているんですけども、文書注意をされた後に10月3日頃Dから20万円受け取ったというふうな感じにこの文書でいくと読めるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問ですけれども、ちょっと日にちを追っての時系列になりますけれども、平成29年5月にこの工事の入札が行われ、その7月に町のほうにそういった業者が疑惑があるというようなことの申し出があったと。その後において、すぐに本人またそれぞれの業者に事情聴取した結果、実際何にも知らんとかいうことがあったわけでございますけれども、そこで先ほど馬場委員のところ、その時にしっかりしといたら、それは後の10月やないかというお話がございましたけれども、それまでの間にも既に事情聴取等、それと今後こういうことの無いようにということを示してきたわけでございますけれども、その次の年の3月に、要は何も皆知らんということでしたけれども、そういった見積書の書類が出るというのは、やはり文書管理上の問題があるということで、当時、部長しておりますので、その全体的な責任者としてという意味で、文書よっての処分を行ったとこういうことでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 今の話でいくと、文書注意をされたのは翌年平成30年の3月だということなんですね。それにしても平成29年7月にそういうふうな告発というか、その疑惑があったわけですから、その間ずっと調査している間でもこういうようなことがやられたということですね。20万円の授受ということが。ということになりますよね。

○委員長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 今おっしゃったように、結果論で言ったら、日にち的に言ったら、そういう今おっしゃったような状況でございます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 先ほども町長のほうから、甘さがあったというふうな話があったと思うんですけども、本当にこういうふうな点で言えば、これからというふうなことも含めてあるんですけども、きちっとやはりこういうことをしていかなと、町民に対する申し訳なさということも含めてね、やはりきちっとやらなあかんかなというふうに思います。今後、注意を、後から話が出るとは思いますけれども、していただくことを要望しておきますけれども。

○委員長（浅田晃弘） ほかございませんでしょうか。今西委員。

○委員（今西利行） 一番初めに全体の説明があったと思うんですけども、それに関連して、本文についてもうちょっと質問をさせていただきます。

本文によりますと、「光嶋は、本件では設計会社の工事費見積りにも依存せず、光嶋主導で設計金額を決めている」と。「また、入札前に工事業者を確保するため、業者はその金額で工事が受注可能かどうか確認している。つまり、光嶋主導で工事業者を早い段階で確保しようとし、その過程で設計金額や設計図書を伝えたと思われる」。「本件では、設計金額の情報に高い価値があり、業者が職員に働きかけて設計金額を聞き出したという構図ではない」というふうに書いてあります。「光嶋にとっては、町の予算内で建築工事を請けてくれる業者の早期確保が最優先課題だった」と。「業者間の公正で透明な競争で公契約の相手方と適正金額を決めるためにある競争入札制度への甚だしい軽視があったことが本件の背景にある」と。さらに、「一般競争において参加業者を町内に限る地域要件を入れることで、町外業者との業者間競争を無くさせることは、その反面で町が町内業者で育成している、仕事を与えているという優越的地位が形成されていることにつながる。この結果、工事によっては、業者に無理な契約条件を要求したり、その優越意識が昂じて業者からのお礼の金銭を授受して恥じない意識が醸成されていく可能性がある」というふうに書かれておりますが、このような光嶋氏の在り方なんですけれども、これについて町はどのように考えておられますか。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 業務として予算という部分も念頭に置いてのことだったろうとは思いますが、当然やはり公平性を欠いたり法律を違反したりということについては、あってはならないことであったというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） 光嶋氏は、ご存じのように、特命担当としてもいろいろな入札関係に携わってきたと思うんです。光嶋氏のこのようなやり方について、当然、特命担当と

して任命されている以上、何らかの相談なりがあったかとは思いますが、その辺り、やり取りの中で気づかれたことというのは全くなかったのでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 特命というのは、やはり本町が今事業を進めている中での重大な事業また目標という部分ではございますけれども、そういう中で、何か疑惑を持つようなそういうことは一切なかったということでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） 繰り返しになりますけれども、気づかなかったということですが、今回の事案以外にいくつか調べられたと思うんですが、元職員は、特命担当としていろいろな事業の案件に関わって来られたことだと思うんです。うみを出し切るということでこの間町長言っておられますけれども、町としても、今回、第三者委員会で調べたことについては分かるんですが、それ以外の案件について、町として何らかの形で精査されたのでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 第三者委員会のほうで聴取等された中で、明らかになったこと以外については、捜査当局も確認いたしましたけれども、それ以外の情報を聞き及んでいないというふうなことでございます。

第三者委員会でいろいろと本人から聴取された、この分についてはここに載っているとおりでございますけれども、それも含めて今回判決も出ておりますし、何かほかの職員が関わったかという事実も第三者委員会の中でも報告も受けておりませんので、それ以上のことはございません。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） 結構です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんでしょうか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 第三者委員会のほうで非常に詳細な調査報告をまとめていただいて、我々議会のほうではなかなかここまで調べる術もありませんし、非常に先ほど言いました生々しい内容の調査報告になっております。

それで、委員長が朗読された結果概要のところ、ある程度集約されてここにまとめられているのかなと思うんです。その中で、冒頭に、今回の事件の大きな特徴は、「公務員である光嶋氏主導で行われた」ということが明確に書かれていますね。それでまた、調査の中にも9ページに、「業者が職員に働きかけて設計金額を聞き出したものではな

い」と。一般的にこの種の収賄事件、業者のほうから町なり市なりの職員に働きかけて、それでこういう事件が起こるといことなんですけれども、本件については、全く逆の、どちらかと言えば特異なケースです。

また、今回この事件に関わったBという業者以外にAが介在をし、Aが一定取り仕切ってきたというような構図で、ちょっと今言いましたように複雑な一般的でない構図になっているんですけれども、ついでには、この光嶋氏がこういうことで業者に働きかけてやっていった背景には、それなりの事情があったん違うかなというふうに思うわけです。事前に坪単価いくらで、何坪あって、どれぐらいかかるんやろなど、できるのかという問いかけもあったということも書かれておりますけれども、この辺は一般的に建築の専門技師がいいひん小さな村や町において、予算組むときに通常そんな話のやり取りはあります。そのこと自体も町は否定されているんか、まずそこから聞きたいんで、いかがでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 確かに予算と実勢単価というのが乖離していないかということを確認したいという気持ちは非常に我々もあるわけなんですけれども、だからと言って、事前に業者にいろいろなものを渡して確認するという行為が許されるとは思っておりません。

本件の場合であれば、積算委託というのをコンサルタントのほうに別途やっています。そういう中で、適正な積算をするということが妥当じゃなかったのかなというふうには考えております。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） ちょっと聞き方がまずかった、申し訳ない。

そういう関係図書を渡して聞くのがということをお聞きしたつもりはないんで、全く白紙の状態、今度あそこでこんなもん建てよう思うてんねんと。どれぐらいかかるということをお聞きすることがどうなんやと聞いたんで。関係図書を渡して、また予算を事前に話をして、それで何ぼというのはこれはもってのほかですけれども、一般論として、そういう問いかけはどうなんやろなどというのを聞いただけで、その辺はどうなんですか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 私も土木の世界で40年近くやっておりますけれども、聞きたいという思いはすごくありますが、やったことは一度もございません。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 政策監にやったことはあるかどうかというふうに聞いたんじゃない。いや、今後、町の職員さんが予算を作ったりいろいろするとき、頭の中にそれぐらいの概算の金額入れなと思うんです。そこまで縛ること自体がどうかという思いで聞いたんで、それ以上それは申し上げません。

次にですね、先ほど榎木委員のほうからも出ていましたけれども、見積りを取った業者にまた入札で参加させることはどうなんやということで、現にそれはあるということでお答えがあったんですが、これ最近もそれに近い事案があったんです。水道関係でしたか。電気関係の業者がクーラーの入れ替えで、そのクーラーの単価を3社に見積りを依頼した。そしたら、その業者いわく、安い金額、数十万円の中、なおかつそのクーラーだけ見積り出してくれと。それを基にまた入札するてね、そんな二度手間なことをなんでさすねんと。見積り作るだけでもそれなりに多少の手間と経費もかかると。それやったら、それをまとめて見積り合わせでこの事業全体いくらでできんのやと、1回でやったらええのに何でそんなことすねんということの苦情、これ最近というか、1、2カ月前に業者から聞いているんです。

町はそういうやり方で今までやってきているということなんですけれども、そこらは多分次のところで改められるということになるんかどうか分かりませんが、またこの事件が起きた後もそんなことを町のほうはやっている事実があったんですけれども、この辺はどうなんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 谷口委員ご存じだと思う話ですが、ちょっと話が逆なんです。かつては、先ほど榎木委員がおっしゃったように、1社もしくは今までやってきた業者から予算化をするために見積りいただいていたんです。その後、その業者を含めた入札をしていたんですよ。

今回、こういった事件があったので、入札をする町内業者、金額的にも低かったんで、数社でしたけれども、全部から同じ見積りをいただいて、その中のいわゆる平均値を取った中で予定価格を定めて、改めて入札執行のための指名をしようとしていたんです。ですから、一部改めた中での入札の執行を考えていたんですが、当時、谷口委員ともお話しさせてもうたと思うんですけど、要は手間がかかるとか、いわゆるそこには時間と経費もかかるというお話も当然あると思います。

今回、それについては、見積単価ではなくて、グロスでの見積徴収という形で、いわ

ゆるそれぞれからいただく中で、最終的には随意契約という形を取らせていただいたんですが、ですから、従来からやってきたことではなくて、実は、従来からやってきた1社だけではない複数社、いわゆる参加者全員から取るという前提でやった結果、二度手間という捉え方をされてしまったのが今回の内容だと思いますので、再発防止という意味でも、今後の改善策の中に、そういった小さい金額のやつとかやり方については、これからまた検討しながら改善していきたいというふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今回のこの水道の件の話が逆やということやったんで、それはそれで了解をしますけれども、そしたらその話が逆やと言われた言葉に対してですね、私のほうが、そやな、この関係で言えば。3年前にここで出て来る設計業者、敢えて名前は言いませんけれども、その設計業者が町の建築関係の設計のほとんどその業者が落札していたと。なぜかと言えば、予算を上げるときの参考見積、安易にその業者に参考見積を依頼する。それをベースに予算を作られる。その予算を基にその業者を含めて入札をしているという構図があって、3年前からこれおかしいんじゃないかということはずっと私も申し上げてきました。最近、建築事業がそんなにないから、ひょっとしてこの業者がそんなに取っていないかもしれませんが、その辺りが非常に町の職員さんも、あの業者やったら少々の無理も聞いてもらえるとかいうようなことがあって、そういう構図があったんですけれども、最近、この業者との関係はどうでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの質問ですけれども、谷口委員も当初からこのことについてはいろいろな議会の中でもおっしゃってきた、これはもう全く事実であったと思います。

そういう背景の中から、今そういった設計業者のコンサルのそういった方々へのどこの業者にお願いするか、その辺も今は細かく厳しくその辺をしっかりと把握するというような状況が基本に置いているわけでございますけれども、今おっしゃった業者については、最近はその業者に依頼をするというようなことはほぼ無いのと併せて、そういった設計の専門業者に対しては、公平な立場でそれぞれいただいておりますので、偏った対応をしているということは、今現在はないということでご理解いただきたいと思えます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） ここで出て来る業者が悪いということを私は毛頭思っておりません。安易に一部の業者に今まで簡単に短絡的に発注、はたまた事前見積りを取ってきた、そういう体質に問題があるんやろということを申し上げたんで、最近では改まっているということならば、それはそれで結構かと思えます。その辺は、次の再発防止策にまた出てくるんかもしれませんけれども。

そしたら、最後に1点だけ、また確認だけしておきたいんですけども、冒頭に今回の事件は、一般的な収賄事件とはちょっと形が異なっているということを申し上げましたけれども、これ第三者委員会の中でも確かに光嶋氏が主導してやって、悪い言い方をすればですね、悪いのは光嶋やということになっておるんですけども、これ先ほども出てました特命云々の話の中で、大型プロジェクト事業、全て特命で彼にやらせてきたというそういうことがこういうことの背景にあったんじゃないかなと思うんです。その辺りは一切この調査結果報告に触れられていないんですけども、そこら辺についてはどのように町は考えておられるでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、今おっしゃった特命をしたからそういうことが起こったというふうには認識していないところでございまして、今、報告書のほうも見てご指摘いただいたところでございますけれども、やはり組織としての対応が甘かったというふうなところについても、それは非常に反省をしているところでございまして、今後、この報告書を基に再発防止につなげるように、しっかりとした取り組みを進めていきたいというふうに思っています。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 特命が原因でなかったと、組織として甘かったと、もう一つよう分からへんのですけれども。

直接的な原因になったかどうかは別として、やはりそういう大型プロジェクト、多くの利権が動く、また利権を生む、そういう事業を1人の人間に特命でやらせてきたこと自体がやはりこの背景にあるという見方もあってもおかしくないと思うんです。当時からいろいろな人たちがそのことを言われていましたし、ところがそれは原因ではない、組織に問題があった。もう一つよう分からへんのですけれども、それはどういうことなんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 要は、個人に依存していたというふうなところがあったというふ

うには思うわけでございますけれども、全て特命による大型事業というその中での工事入札等々については、担当である以上はそれはやっていただかなんのですけれども、何もかも全部じゃ担当させたのかということではないということだけをご理解いただきたいと思えます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 確かに、それが全てだということは私は申し上げておりません。やはりこういうことが起こる背景がそこにもあったんだろうということ言うてるわけで、ついでに、今後、こういう形の不透明な特命をまた今いる職員さんに発令することがあるかどうか、その辺はどうなんですか。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） どうしても特命的な仕事をしなければならないということが発生するかということとは分かりませんが、本町としては、今後、今回のこういうことを反省のもと、できる限り皆さん職員がみんなですべてやっていると、特命ということにはならないようにということで、今後はそういうことを考えてまいりたいというふうに思っています。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今後、それはどうしても特命を発令することはあり得るとは思うんですけれども、不透明なという言い方を私したんです。というのは、この職員さんのアンケートの中に、何の特命を受けたはるのか知らなかったというような内容もあるわけです。だから、そこらは、やはり今回の件は、不透明な特命やと私は思うんで、その辺りは今後は、もし特命を発令するとするならばですよ、きちっと皆が分かるようにやっていただきたいと思うわけです。

とりあえず、これについてはまた後ほど。以上で結構です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでしたら、次に、宇治田原町入札不正再発防止策（素案）について説明を求めたいと思えます。

山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、私のほうから宇治田原町入札不正再発防止策（素案）ということで、ご説明を申し上げたいというふうに思っています。

資料のほう配付させていただいておりますけれども、先ほど来、第三者委員会のほう

から7月29日に報告書をいただきまして、その報告書を基に、こういったことが再発しないように、またそういったいろいろな点もチェックする中で取り組んでいくべき素案として、今現在まとめさせていただいておるところでございます。

1ページめくっていただきましたら、最初に「はじめに」ということで、町長からのコメントでございますけれども、今後、こういったことを「起こさない」、また「許さない」、「見逃さない」、これを基本に置きながら今後の町政運営に当たっていく状況の中で、そしてこの報告書をいただき、それをしっかりと受け止める中で今議会のご意見も、いろいろと議会のほうも大変ご苦労いただいて、感謝するところでございますけれども、調査特別委員会を開いていただいて、その中でいろいろ今後こういったことが再発しないように、いろいろな角度から調査いただいていることに非常に感謝するところでございますけれども、こういったご意見を賜る中で、不正行為事案を二度と起こさない、そういった制度づくり、意識づくり、組織づくりを目指していきたいと。

そういったことで、大きく早急に講じるべきことについては、3つの柱にして素案をまとめさせていただいております。

まず、1つ目には入札制度の見直し、2つ目として職員の法令遵守と職員倫理の向上、3つ目に組織体制の見直し、こういった形でこの素案のほうができておりますので、今の段階での案ということでご理解いただきたいと。今後、また議会のほうから、今申し上げましたように、ご意見を賜った段階におきまして、そういった内容等についても整理させていただいて、二度とこのようなことを起こさないように取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

それでは、2ページから、まず1つ目の入札制度の見直しということで、今も調査報告の中でいろいろとご報告も申し上げたところでございますけれども、ここでは1つ目に、入札資格者要件の見直しということで、地域要件を設定する場合については、その目的や要件を明らかにするとともに、新規の入札参加者の参加要件の見直し等を行い、入札参加可能業者、概ね10者以上ですね、これの確保を図っていきたいというように思っております。

特に、地域要件の設定の中では、目的、内容等、この辺の明確化、あるいはまた新規入札資格のこの辺の見直し。また、今申し上げましたように、10者以上の参加者。これについては、基本的に本年の12月から本格的に取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、6月の段階から調査報告をいただくまでもなく、何もかも調査報告をいただいているから進めているというようなものでは、なかなか追いつかへんので、当然なが

ら、重要なことについては議会のご意見もいただくわけでございますけれども、これは6月ぐらいから試行的に取り組みをやらせていただいているところでございます。

2つ目には、公正かつ適正な設計金額の設定ということで、この設定に当たっては、入札参加予定者の公平性を担保するとともに、仕様書と設計金額のバランスの均衡に努め、公正かつ適正な金額の設定を図りたいということで、これも先ほど見積り段階でのお話があったところでございますけれども、見積りの公正性の担保及び仕様書と設計金額のバランスの確保、これも取り組んでまいりたい。これについても、先ほどと同じく、これは10月からできたら本格的に取り組みたいと思っております。6月から今現在試行的に実施をしているところでございます。

入札制度の見直しの3つ目は、情報管理の徹底ということで、これも非常に重要なこととございまして、職員の故意または過失による情報の漏洩のリスクを最小限に抑制するため、回議ファイルの取り扱いの厳正化を行い、情報管理の徹底を図ります。要は、起案書ですね、起案をする場合に、回議書をセキュリティバッグに入れて持ち回り、他の者が目に触れないようにそういった情報管理の徹底を図りたいということで、これについても議会のほうから、執務室にはちょっとそれは問題あるのとかやうかということもご指摘いただきまして、今、執務室の中にはいろいろな方に入っていただかないようにしておりますけれども、まだ一部、今までからの慣れと申しますか、入ってくる人もおられますけれども、その辺については、やはり情報管理の徹底ということで進めていく上で、特にこういう設計等々の起案については、施錠のあるセキュリティバッグによって持ち回りでの取り組みを進めていきたいと。これについては、既に6月から試行的に今現在やっておりますので、一切ほかの者の目に触れるということは現在ないところでございまして、これも10月から本格的に考えております。

それから、4つ目には、設計書の透明化ということで、これについての予定価格の公表についてでございますけれども、これも調査報告書の中でいろいろとご指摘をいただいているわけでございますけれども、原則、事後公表としたいと。ただし、単価あるいは歩掛、諸経費率の適用工種などの公表により、土木工事等の設計書の透明化を図りたいということで、予定価格の公表は原則事後公表と。ただ単価、歩掛、諸経費の適用工種などを公表して、設計書の透明化を図っていきたい。これも10月から実施を考えているところでございますけれども、一応6月から一部の部分で取り組みを進めているところでございます。

それから、5つ目には、電子入札の全面導入と入札業者からの誓約書の徴取というこ

とで、これも電子入札についても以前からご指摘もいただいている中で、全面導入することにより入札参加者が一堂に会する機会を減少させるとともに、入札不正を行わないという誓約書を業者から徴取して、談合の抑止を図っていききたいと。そういった中で、電子入札全面導入するとともに、不正防止に係る誓約書を徴収。電子入札が困難な物品購入の場合は、電子入札が非常にソフトの面から難しい、そういった場合は、郵送入札、こういうのもございますので、こういうのも考えていききたいと。業者の方から一切そういったこと、入札不正を行わないという誓約書、これについては10月からそれぞれいただくかなというふうに思っており、また電子入札の全面導入については、来年の4月を目処に取り組んでいききたいと。10月からは一部そういった導入を考えているところでございます。

6つ目には、談合情報の対応マニュアル等の周知・徹底ということで、談合等の入札不正行為に対し告発で臨む姿勢を明確にして、これも先ほど委員からもご指摘をいただいたところでございますけれども、その姿勢を職員等に徹底するため、「職員等への談合情報対応マニュアル」、また「職員等の公益通報の処理等に関する要綱」等の周知・徹底を職員に図っていききたいということで、これについては、もう既に6月から取り組みを進めさせていただいているところでございます。

7番目には、これ最後でございますけれども、入札不落到に係る運用の見直しということで、不落の場合の取り扱いについては、再度入札もしくは地方自治法施行令で定められる随意契約、いわゆる不落随契という本来の運用に戻して競争入札の透明化を図っていききたいというように思っております。今日まで入札不落となった場合の本町の独自手法を改めて、本来の運用方法、再度入札または不落随意契約への見直しを図っていききたいと思っております。これも10月からというようにうたわせていただいておりますけれども、6月から試行的に実施をしているところでございます。

それから、大きい2番でございますけれども、これは今度は職員の法令遵守と職員倫理の向上ということで、まず①職員の法令遵守と職務の倫理保持の明文化ということで、それぞれ職員がしっかりとコンプライアンス、法令遵守を住民の皆さんへの誓いといった形で繰り返し徹底を図っていききたいと。そのために、職員の法令遵守と職務の倫理保持に関する宣言又は条例を制定する中で、徹底した法令遵守に取り組んでいききたいと。これについては条例の制定ということもまた考えていくというようなことでもございますので、またこれは議会ともご相談申し上げるなんでしょうけれども、来年度の4月から、令和4年度から住民への誓いといった形を取組んでまいりたいというふうに思ってお

ります。

それから、②で職員のコンプライアンスの研修の実施ということで、職員のコンプライアンスの意識の向上、意識の持続を図るために、外部講師による職員のコンプライアンス研修を行うということで、職員研修の実施でございますけれども、もう既に星野政策監を講師に3回に分けて職員への研修を実施しているところでございますけれども、そういった研修を通じて職員のコンプライアンスの意識の向上、これを非常に重要というもちろんでございますので、また今後、外部講師、公正取引委員会等というふうに挙げられておりますけれども、公正取引委員会のほうもいつでも呼んでいただいたら講師になって行きますのでこういったお言葉をいただいておりますので、そういった委員会のほうにお願いをして、職員へのコンプライアンスの研修を実施し、今後、こういったことがないように法令遵守について意識の向上を図るために研修を行っていきたくと。これも10月実施時期としていますけれども、6月からは、今申し上げたように、内部で職員研修を行っておりますので、試行的にさせていただいております。

それから、③でございますけれども、職員行動指針の策定及び運用ということで、職員と業者との接触の在り方について見直しということで、これも報告書、調査票にございましたように、組織としての対応を徹底できるよう行動指針を作成し、適切な運用に努め、職員のコンプライアンスの徹底を図っていきたくというふうに思っているところでございます。

職員行動指針の策定及び運用ということで、これを策定してコンプライアンスに関する職員相談、また指導等を行うコンプライアンス相談員を各所属に配置して、また長期同一業務に同じ部署に従事する職員の定期的な人事異動ということで、同じところにずっと担当さすというのではなしに、定期的に人事異動をかけていろいろな業務に携われるようなことも踏まえて、来年の4月以降に実施をしたいというふうに思っているところでございます。

それから、大きい3つ目でございますけれども、組織体制の見直しということで、まず、組織体制の整備。組織内部での健全な牽制関係を構築するために、内部統制体制を整備するとともに、第三者による入札監視等体制の構築を図り、適正な入札ができる体制を整備していきたくと。

そういった中で、入札制度の見直し及び入札監視の体制強化ということでございますので、第三者からなる「入札監視等委員会」の設置と庁内に「入札等委員会」、もちろん指名選考委員会も含むわけでございますけれども、それを新設して、入札制度の見直

し、また入札監視を実施していきたいというように思っております。

ここにございますように、入札制度の見直しや入札監視の事務を行う入札等委員会事務局、これを置いて組織体制の強化を図っていくべく、来年の4月から実施したいと。特に、この第三者委員会からなる「入札監視等委員会」、これはできたら弁護士の先生方とか専門的な方々に委員に、いわゆる第三者委員会、そういったような委員会になるかと思えますけれども、そういった委員会を設置してそういう入札監視の強化を図っていききたいというふうに思っております。

それから、組織体制の見直しの2つ目、これ最後でございますけれども、外部のこれも技術支援の問題もございましたけれども、外部の技術支援等の活用と人材確保ということで、外部の技術支援等を積極的に活用するとともに、技術職員の不足を計画的に解消して、また技術職員を配置した専門部署等の新設、また工事の一元管理、発注については、今後の検討課題ということで、特に、一般財団法人の京都技術サポートセンター等の技術支援、ここをお願いをする中で、技術支援を積極的に活用させていただきまして、そしてまた技術職員の計画的な採用と関係部署への配置について、引き続いてこれは大きい検討課題ではございますけれども、検討していきたいというように思っているところでございます。一応これも実施時期が令和3年10月となっております。

以上が、今本町におきます入札の今後こういったことが起こらないように、また日頃からそういった職員としての心構えをしっかりとコンプライアンスの遵守に向けたそういうような取り組みをするべく、再発防止策ということで素案として今現在考えているところをお示しをさせていただいたところでございます。また議会のご意見も賜って、その中で今後こういったことが二度と起こらないように進めてまいりたいというように考えておりまして、以上でございまして、私のほうからの宇治田原町入札不正再発防止策の素案についての説明を終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 説明が終わりました。何かございましたらお願いいたします。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今、素案の中身については説明いただきましたので、それには触れませんが、例えば今回のこの光嶋氏の事件については、光嶋氏本人が働きかけて行われた入札の談合であるという話、先ほどもありましたけれども、そういう意味でいくと、この入札不正再発防止策については、職員さんであるとか組織内の改革の部分で、きっちりと素案を基に今後行動指針を決めていくということやと思えますけれども、や

はり入札に関して言えば、町内というか、業者さんに対してもやはりこういうことを遵守していきますよという宣言が必要やと思うんです。中で宣誓書を出してもらいたいなことを書いていましたけれども、それ以外にも業者さんに対してというだけじゃなくて、町全体としてやはりこういうコンプライアンスはしっかり守っていきますよと、そういう町にしていきますよという宣言というか、私、一般質問で近隣の町ではコンプライアンス宣言をされておりますので、そういうことも含めた中で入札不正再発防止策を盛り込んでいったらどうかなというふうに思うということで一般質問させてもらったんですけども、やはり組織の中だけじゃなくて、まちの人たちにもこういう防止策も含めてコンプライアンスをしっかり守っていくまちにしますという宣言みたいなものが必要だと思うんですけども、その点についてこの中で触れられるのか、また違う形ではるのか、何か考えておられることがあればお伝えしたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員、これ4ページの2番の①で書いてあったように思うんですが、再度求めますか。

○委員（馬場 哉） 考え方を。

○委員長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 馬場議員のご質問でございますけれども、これも議会の中で今日までいろいろとるご指導もいただいた経過の中、やはりおっしゃったように、我々職員みんながそうしたコンプライアンスをしっかりと遵守する、これは基本とともに、やはりまちの皆様方もまた業者の皆様もそういうように、当然のことながらご理解をいただく、そういう中では、我々もこういうようなことをしっかりこれからやっていきますよということを宣言しておく必要があると。それについては、先ほどちょっと触れましたけれども、条例制定するのがいいのか、要綱で定めるのがいいのか、いずれにしても議会のほうと相談させてもらいながら、しっかりとしたそういう今後こういうことを二度と起こさないと、そういう意思表示をするために非常にそれは大事かというように認識しているところでございますので、どうぞご理解のほどいただきたいと思います。以上でございます。

○委員（馬場 哉） 結構です。

○委員長（浅田晃弘） ほかに。今西委員。

○委員（今西利行） 3点ほど質問します。

1点目ですけれども、一番最後の外部技術支援等の活用と人材確保ということで、職員にとったアンケートの中でも設計金額の積算も含めた入札執行を専門にする部署を設

けたらどうかという意見もございますけれども、その辺り、これは将来的にそういうものを確立するという意味でしょうか、その辺もうちょっと説明願いたいと思いますけれども。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 私のほうから、人事担当部門というような立場から申し上げたいと存じ上げます。

まず、報告書の中の24ページ、25ページあたりを受けて、私どもの防止策案の最終のところですね、6ページに掲げさせていただいております。報告書の中では、「建築を専門とする技術職員を採用し、配置した専門部署・係を新たに設置し、本町の工事を一元管理・発注することも検討されたい」というようなことを受けて、私どもそれについてどうしようかということで議論してきましたんですが、正直申し上げまして、そういう建築部門の専門職を採用するとなると、この提言どおりにしていこうとすれば、例えば1名だけの採用で済むものではございません。こういう入札制度の運用もしっかり見ていく、また建築工事なんかがあった場合に、実際に設計とか外部に委託したものをしっかりチェックしていこうとすれば、やはり建築分野と言えばかなり複雑な分野でございます。例えば意匠を得意とされる方もおられれば、構造計算を得意とされる方、いろいろなそういう専門的な項目が合わさってようやくその設計書なりが出来上がると。そういうことからすると、これを現実にしようとすれば、私ども1つの課として存続するほどのこういう建築に長けた、また制度に長けた者が必要となってこようかと思えます。

そういうことを考えますと、正直申し上げまして、今、私ども宇治田原町の職員の規模からすると、非常にちょっと財政面また組織面からも困難な部分がございます。

したがって、報告書の25ページでの後段でも触れられておられますように、そういう設置に至るまでの期間においては、市町村が行うそういう発注、そういうものを公的なサポートしてもらえる例として京都技術サポートセンター、そういうものを活用することも検討されたいという意見をいただいておりますので、そういうものも受けまして、私どもといたしましては、6ページにありますそういう将来的なものは今後の検討課題とさせていただきたい。当面は、こういう公的な財団法人、そういう支援を積極的に活用していきたいというように現在案としてまとめさせていただいておるのが現状でございます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） 2つ目ですが、コンプライアンスについてなんですけれども、「コ

ンプライアンスの相談員を各所属部署に配置」とありますが、もうちょっと具体的に言うかどうかという形で、誰がどのようにされるのかということがもうちょっと分かるようでしたら言ってください。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） コンプライアンスの関係については、職員の行動指針というものを作っていこうというふうに思っています。職員の行動指針の中で、基本的には所属長が取りまとめをするということにはなるんですけども、所属長だけではしんどい場合もいろいろあるので、各所属、課単位で所属長以外の方も含めてですけども、管理職でコンプライアンスの相談をする方をより職員に近い立場で配置をいたしまして、その方と日常的にこんなあったらどうしようとか、こういう形になったらどういふふうに考えたらいいんだろうということを汲み上げながら、所属として話をしっかりと詰めて、組織としてそれをまた町の内部で共有するという仕組みを作っていこうというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） ということは、その所属に別の方を配置されるんですか、それとも例えば課長とか、それが代行されるというか、兼務されるというふうに考えていいんですか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） やはり複数体制でやっていく、所属長は所属長の責任がいろいろございますし、やはり複数体制でやるのが望ましいというふうに考えています。必ずしも課の規模とかにもよりますので、固定化をするということにはならないかもしれないですけども、複数体制を基本としながら、規模によっては所属長が兼ねるということもあり得るのかなというところで、今のところ思っているところでございます。

具体的には、行動指針をまとめていく中ではっきりさせていきたいというふうに思っています。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） では、3点目なんですけど、入札監視等委員会とありますが、これについては第三者からなるのと庁内の入札監視員とありますけれども、特に庁内というのは、どういう形の誰がどういう形でされるのか。それと、第三者と庁内との関係はどうなっていますか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） あくまでも今現段階での考え方というか、1つの考え方  
でございますけれども、まず、第三者委員会というのを別途、先ほど副町長のほうから  
説明のありましたように、弁護士、公認会計士とそれからそういう入札関係等々に長け  
ている実務経験者というようなイメージで3名ぐらいから構成したところに最終的に意  
見を聞いていくということでございますけれども、それをまずどんなところに問題点が  
あって、どういうところを聞いていくという事務的な組織が当然必要になってございま  
すので、それを庁内の入札等委員会で事務的にまず整理をして、その中で第三者委員会  
に聞いていかなあかん、意見を求めていかなあかんというものについて、第三者委員会  
に上げていくというようなイメージでございます。その意見をお伺いした後に、また町  
としての判断で決めていくというのが入札等委員会という形に考えています。

入札等委員会の構成ですけれども、基本的には、副町長をトップといたしまして各理  
事クラス、それから企画財政課及び総務課の職員が対応するようなイメージで考えてご  
ざいます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） 結構です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんでしょうか。山本委員。

○委員（山本 精） 今の件のところでお聞きしたかった1つあるんだけど、組織体  
制の見直しの入札等委員会というのをつくるということなんですが、現在、入札制度等  
検討委員会というのがあると思うんです。その辺との関係性はどういうふうに考えてい  
くんかなと思います。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 今、ご指摘のございましたように、入札制度等検討委員  
会ともう一つ建設工事請負業者等指名選考委員会、その2つがございます。ともに同  
一メンバーでございますので、それを統合して、両方ともでしっかりと相互関係を見な  
がらできるような組織として一本化を図っていくと、そういうイメージでございます。

○委員長（浅田晃弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 入札監視ということになると思うんですけれども、そのところを  
きちっとしていくというふうに考えたらええということでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） そうでございます。

○委員長（浅田晃弘） いいですか。ほかにございませんでしょうか。原田委員。

○委員（原田周一） すみません、1件だけちょっとお聞きしたいと思うんですが、るる先ほどからいろいろな意見等出まして、あれなんです、今の入札制度の見直し、入札資格要件の見直しのところで1件ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

といいますのは、町内業者は、ほとんど零細業者言うんですか、小規模の業者が多いわけですが、ここに入札参加可能業者は、概ね10者以上の確保を図りたいというような。それで、この後以下書いてあることはそのとおりで、必要なことやとは思いますが、従来、いろいろな大規模災害とかいうようなことがあったときのためにも含めて、町内業者の育成というような、多分そういうようなタイトルいうんですか、何か目的みたいななんもあったように思うんです。一方で、今回そういうことがあって、こういう事件が起こったと。起こった結果、こういうようないろいろなことをまとめられて検討されてきたというようなことを踏まえますとね、その辺り対業者とそれから役場とのバランスいうんですか、関係です。要は大規模災害が起こったときに、そうしてすぐに対応してもらえるのかどうか、業者が。業者も商売ですから、メリットなかったら当然何の対応もできないと思うんですけれども、やはりこの住民やからいうて協力しようという気持ちはあっても、やはり利益が無かったら、そういうメリットがなかったら、当然そういう対応いうのもやってもらえないと。その辺のバランスをどういうふうに、今後こういうような制度の見直し等を含めて行っていくに当たって、どういうふうに考えておられるのか、その辺のことをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） ただいまご指摘のありましたように、大規模災害それからそれだけじゃなくて河川とか法面などの工事というのは、近い業者にお願いしたほうが緊急対応とかのことも含めて有利なわけですし、町民の安全を確保するという観点から必要だというふうに思っています。

そのためには、やはり町内業者の育成というよりも、しっかりと町内業者さんに育てていただいて、一定の仕事も行っていただくということは必ず必要だというふうに思っておるところでございます。

しかしながら、今般、業者数が少ないというご指摘を受けたこれも事実でございます。競争性という観点からはいろいろな問題があるだろうということもあります。この辺りは、入札契約の適正化に関する法律というものができていまして、地域要件ですね、地域性のある事業ということを明確にして、これは地域でやっていくものですよと、これはやはりある一定の区域で、ある一定の業者の中で競争性を持ってやっていくものです

よということを明確化するようにということでございますので、この辺りについて明確化をしていきたいというふうに思っていますし、業者数については、少ない分野については、やはりそれは増やしていかざるを得ないという部分もあると思います。

この辺りも含めて、今後、第三者委員会とかの意見を聞きながら、業者さんとも話をしながら、意見を聞きながら、決めていくということになろうかと思えます。

ただ、大枠として、5月13日に本委員会の中でもご説明いたしましたように、指名業者が少ない場合は、やはり町外業者を入れざるを得ないと、その辺りのバランスも考えながらやっていくということと、建築とか電気という業種によっては、町内業者が極端に少ない場合がございます。この辺のところも半数以上はというようなことも示させていただいたところでございますし、その辺をベースにどんなものということで明確化を図りながら、考えていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 原田委員。

○委員（原田周一） ありがとうございます。

今、明確化ということで、それと特に入札等に関して、例えば建設みたいなものでしたら、当然その期限内いうのも余裕もあることですから、そういった部分ではいいんですけども、今言いましたように、災害なんか起こりますと、やはり生命、財産ということもありますし、緊急性ということもあります。そのときには業者の取り合いと、各地区、ということもあるんで、今、明確化ということをおっしゃいましたので、その辺りはしっかり吟味していただいて、何とか基準というものを決めていただいて、町内業者も何とか活動できるようなそういうようなことも一部考えていただけるような方策でやっていただくようお願いいたします。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんでしょうか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 再発防止策という素案が出されておりますけれども、今回の事件で官製談合、防ごうとすれば、一番単純な方法は、予定価格の事前公表なんです。これをすれば、業者からの働きかけもない、職員が官製談合で捕まることはない。この第三者委員会のアンケートもそうですし、後ほど報告のある議会のほうのアンケートにも職員を守る立場で事前公表すべきやという声が出ているわけですね。

ところが、今回、ここは第三者委員会の結論をもって事前公表はするとは書いていない。これは素案なんで、我々議会のほうは、事前公表すべきやということの案がまとまると思うんで、その辺りを町のほうはどう判断されるか、それは見させてもらいたいと思いますけれども、あくまでも素案で修正はあり得ると、またあり得ないとおかしいと

思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問等でございますけれども、私も安全対策防止策の素案、これを説明させていただいたときに、今、議会のほうもいろいろな調査等を大変ご苦勞いただく中で、お手数をかけて大変感謝をしているところでございますけれども、そういったご意見を十分に賜って、二度とこういったことのないように取り組んでいきたいということで、これは町長のほうからも常々申し上げているところでございまして、当然のことながら、議会のほうからのご報告をまたご指導いただいた状況で、当然この素案の内容についても考えていく、当然それが基本やというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 次にですね、いろいろとたくさんの項目で上げてもらっているんですけども、これ最初の入札制度の見直しですね、これは今回の事件とは関係なく、町のほうの入札制度の不備また課題等について、それを今回改められるということですね。

その中で、電子入札がこれも上がっております。恐らく議会のほうのまとめもほぼ先ほど言いました事前公表は別として、同じような内容になると思うんですが、電子入札が非常に切り札的な感覚で思っておられるように思うんですけども、電子入札についても私もう4年前からこれ導入するべきやということはずっと言ってきました。それは何も今回のこんなことを想定していたわけでもありませんし、何がメリットあるかと言いますと、事前に金抜き仕様書等をネット上に町のほうが載せられる。ついては、それを見た関連業者、建材屋さんなんかもそこらに対して働きかけもできるとなれば、入札に参加する業者もそれなりに安く入札できるというようなことのメリットだとか、また町のほうのいろいろな紙ベースの手続き云々も省けて、業務が省略化できる、そういうメリットがあるから電子入札を進めるべきだということはずっと言ってきました。

去年から、一部電子入札取り組んでいただいておりますけれども、今回、その中で、談合の防止図りますと。電子入札が談合の防止に直接的につながるかと言うと、1回だけ入札の場で会わないというだけのことで、これが談合の防止の切り札ではないと。それがために不正を行わない誓約書を業者から取るということを書いてありますけれども、これとてきちっと守ってもらえればそれはいいんですが、なかなか談合の防止というのはね、これは永遠の課題かというふうに思われるんですけども、その辺りで電子入札については、ましてコロナの時期に多くの人が集まらなくてもいいといういろいろなメリ

ットがあるんで、これはこの件とは関係なく大いに進めてもらいたいなと思います。

については、先ほど入札監視等委員会を第三者で設置をするという報告があったんですけども、これは入札の個別の案件、それぞれどういことを調査をされるんですか、監視をされるんですか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） まず、入札監視機能という部分でございますけれども、入札監視機能というのは、全てが事後になります。入札案件について一覧表を作成の上、委員会のほうでそれぞれ状況なり入札率なりを見た上でピックアップをして、一定数を選んで、その中の工事とか委託についてどういう形で何人の人が入札されたのか、また入札率はどれぐらいだったのか、これが妥当であるのかどうかということについてご意見を賜って、改善点があれば意見をいただくというようなイメージでございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 必要に応じて業者等の聞き取りもされるということでもいいわけですね。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） そうでございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 入札結果を見て99.何%、高止まりやなという場合、まあまあ談合が疑われるというような場合は、この監視委員会が業者を呼んで調査もされるんでしょうけれども、どこまでの調査権があるんかどうか、そこが疑問なんですけれども、その辺はどうなんですか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 今、想定しているのは、委員会としてはあくまでもここでこういう疑義があるよと、ここについて調べる必要があるんじゃないかというご意見を賜るといことになるかと思えます。その上で、事務局たる町として、必要に応じて公正取引委員会と話をしながら調査を進めるというような形になるかと思えます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） ということは、公正取引委員会のほうにそれを報告をされて、あとは公正取引委員会のほうがそれなりに調べられるということでもいいんですか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 公正取引委員会のほうは、こういう形で調べなさいよ、  
こういう形で調べた結果を報告しなさいよということになるので、実働部隊としては町  
になります。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） ということは、結果的に町のほうが業者に聞き取っても、そんな  
知りませんと、やりましたということはなかなか言うてくれへんと思うんです。

というのは、ここに出てきています平成29年7月の業者からの告発があって、町が  
調べたけれども、結局のところは捜査権があるわけではないので、調べきれへんかった。  
結果、うやむやになった。後で何かあったときには、町のほうが何できっちりせえへん  
かったんやと言われるのか目に見えているんですけれども、その辺りはどうなんですか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 公正取引委員会のほうからその辺については調査が甘い  
ということであれば指導が入りますし、限界があれば警察等機関と連携して対応するこ  
とになっていますので、公正取引委員会のほうと相談していくということ、官製談合防  
止法の枠組みの中で動くことになりますので、それについてはそういうことのないよう  
に法的枠組みになっているかと思っております。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今回の事件を受けて、せっかくこういうのを作られるんで、要は言  
いたかったんは、きちっと機能する形でやっていただきたいというのがこの質問の趣旨  
なんで、その辺りはよろしく願いをいたします。

そんな中で、談合等入札不正行為に対しては告発で臨むということも書かれておりま  
す。業者に対しても当然そういう厳しい姿勢で臨んでいくということは大事だと思いま  
す。職員さんもここで言うコンプライアンスの徹底ですか、この辺りをしっかりとやっ  
てもらおうということが再発防止の一番中心的なことになるのかなと思います。

そんな中で、なかなか実際、そうしたら公益通報、職員さんに求めても、これも後ほ  
どこここに出てきますけれども、公益通報行うかと。行うが19件、行わない8件、分か  
らない92件、ほぼ19人以外は不正等があっても公益通報を利用せえへんと。今の現  
時点です。職員さんはそういうふうに答えているんですね、アンケートで。

なぜかと言えば、その言うた人間が特定されるとか、誰が言うてんねんという風土が  
町にあるということなんですけれども、そこらはなかなかそう一朝一夕にその風土が改  
められるとは思いませんけれども、その辺りについての町の決意というんですか、やっ

ていくという思いはどうなんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） やはりこういう本町始まって以来の重大事件が発生した中では、やはり今後絶対あってはならないと。やはり未然に防ぐ方法、そういう部分でも大変大事であろうかというふうに思いますし、通報した者の保護というか、その辺にも十分気配りをする中で、この件については職員みんなが意識を持って、また理解をしてもらう中で、今後町政を進めてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） その辺りは、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

ちょっと関連してなんですけれども、先ほどの調査のことに関わってくるんですけれども、確か町長は、9月議会に自らの責任について何か提案されるようなことを言われていたと思うんですけれども、それはそれで町のほうの責任の取り方というんですか、それについては、その当事者の思いでしっかりとやってもらったらいいいと思うんですが、業者の処分の関係なんですけれども、既に18カ月の処分がB社にはされ、C社はもう既にその処分の期間が終わっているということなんですけれども、この辺の18カ月というのは、近隣がええのか京都府内か近郊がいいのか、こういう行政処分は、均衡の原則、これがあると思うんですね。ほかと比べたときにこの辺はどうなんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） まず、今回、その18カ月の処分は、宇治田原町の指名停止要綱に則って不誠実な行為ということで、「町が発注する工事等に係る予定価格及び発注計画等において、非公表とされている情報を不正に入手しようとしたとき」ということで、18カ月というのをやっています。

実際に全国的に見ると、国はこの不正または不誠実な行為というものに対して、国土交通省でございますけれども、1カ月から9カ月という幅を持っていますんで、そういうことを鑑みると、国の基準からいくと、その国の基準を横並びにしているところも全国的にも非常に多いと思いますので、そういう中でいくと、非常にきつい処分ということになるかと思います。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 先ほどの調査結果の報告のときも触れましたように、職員が主導してやった事件で、なかおつそこに介在しているAという業者が仕切ってやって、B社は積極的に欲しかったという状況じゃないように、これ報告みればなってるんで、その辺

りからしたら、やったことはこれはもう許しがたいことですので、その業者に対して業者の肩を持つというつもりはないですけれども、そこは、先ほど言いました均衡のバランス等を考えたときにどうなんかというのが気になったんで、それは町が判断をされることなんで、我々から長くせいとか、短くせいとか言う立場にはありませんけれども、ちょっとその辺りが気になったんで。

ついでに、指名停止をかけているにもかかわらず、今、災害等が起こったときは、その業者にも応援を求めているということだと聞いているんですが、その辺はどうなんですか。

○委員長（浅田晃弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 基本的に指名停止をかけていても災害等応急の場合にどうしようもない場合は、やっても別に構わないということになっていますんで、その範囲内でご協力いただくことがあります。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 緊急的にどうしても業者の数も少ない町の中にあって、そういうことも仕方がないということなんでしょうけれども、その辺も町側の姿勢的にこの報告書に書いてあるように、町内業者に対して仕事を与えてやっているという優越的意識の醸成、これここに指摘されているように、直接、災害の場合は関係ないかもしれませんがけれども、見方によってはそういうふうにも取れるんで、やはりそのところは指名停止かけてるから災害の場合呼んだらあかんとは申しませんが、そんなことも考えたときに、先ほど申しましたように、処分の妥当性をもう少し考えてもらうのも必要なというふうに思うんで、先ほど申しましたように、そこは町のほうで一定の判断をされたいかがかなと思います。そのことだけを申し上げて終わります。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、以上で日程第1を終了いたします。

次に、日程第2、第1分科会の報告について、去る5月13日の本特別委員会におきまして、2つの分科会を設置し、この間、議論を行っていただいていたところでございます。

まず、第1分科会は、入札制度の現状と検証についてということで、山内主査から報告を求めます。

山内主査。

○第1分科会主査（山内実貴子） それでは、第1分科会、入札制度の現状と検証についての報告をさせていただきます。

第1回目が5月18日に行いました。宇治田原町の入札制度について企画財政課長より説明を受け、全体の委員会でも配付された資料を基に、事件を受けて町が新たに取り組んでいることも含め説明を受け、また質疑応答をさせていただきました。

第2回目は6月9日。第1回の分科会後に各委員から出された質問事項をまとめ、入札に多く携わる建設事業担当理事にご出席をいただいて質疑を行いました。その後、入札制度の現状と検証について委員間で自由討議を行いまして、主に電子入札について、入札参加者の選定について、予定価格の公表について、また設計書の扱いについてを議論いたしました。

そして、6月24日には、第3回目としてこれまでのまとめを基に、第1分科会としてのまとめ方について自由討議を行い、最終まとめとして2ページから5ページにありますがように報告させていただきます。

まず、電子入札について。電子入札が進まない現状からメリット・デメリットも含め意見交換をしました。

電子入札は、業者同士が顔を合わせる機会が減り、談合の可能性も低減できる。また、コロナ禍においてもメリットとなる。また、町建設業協会は、電子入札の導入を町に対して要望されており、今年度、商工会が導入のための研修を実施予定。また、町としては、町内業者に力をつけてもらいたいという思いと町外業者も含めた競争の中で事業費を抑えたいという思いの葛藤がある。また、電気工事等では、町内業者は3者であることから、町外から3者呼んでくることになる。談合を防ぐためには、本来は10者程度の参加が望ましいということで、一定のルールの中で町外の業者も入れて電子入札を行うこととしたとのことから、まとめとして、入札は原則電子入札とし、建設業協会からも要望されている電子入札の導入について、町は早急に進めるべきであるとしします。

次に、入札参加業者の選定について。

入札参加業者の選定については、今までは年度当初に選考委員会を開催し、また選定調書も指名選考委員に持ち回る形で決裁をしていたということでしたが、今までの事務手続きを見直して、選定調書の決裁持ち回りは原則行わず、毎週1回開催の指名選考委員会及び入札制度等検討委員会において、各入札案件の選定基準を協議することとしています。

また、入札業者については、業者登録への手続きが面倒であったり、申請に必要な書

類を準備する際に手数料が必要であることから、町内土木事業者の登録が少なく、災害時等即座に動いてもらえるということも加味して町内業者の育成が求められます。また、指名競争入札のメリットとして、業務の内容により町側が指名できること、再入札になっても即日決定できることと、一般競争入札に比べ入札までに要する期間が短いこと。デメリットは、業者が概ね固定されてしまうことと、紙入札で実施しているため入札会場の確保など物理的要件が存在すること。

また、指名競争入札では、町内で5年間事業実績が必要となっており、他の地域で実績があっても転入してきてすぐには参入できないということから、まとめとしては、町内業者を育成し、入札参加業者が増えることが望ましい。また、指名競争入札の参加資格は、町内において5年の事業実績が必要となっているが、5年は長い。年数要件について基準の見直しが必要である。また、あるべき姿とすれば、1,000万円未満の入札も全て一般競争入札への移行をすることが望ましいとします。

また、予定価格の公表については、意見は様々でしたが、まず予定価格を事前公表することによって、官製談合が防げるのなら、事前公表をする方法でいいのではないかと。職員を守ることもつながる。事前公表は、業者間の談合の可能性や高止まりにつながる恐れもある。時代の流れは事後公表だが、まず公表し、高止まりが見られるなら見直すことも考えるべき。職員のみではなく、業者等の意識改革も必要である。また、業者の積算能力は、内訳書を見て判断するなど別の観点での指導もできることから、事前公表イコール業者の努力が不要になるとは言えない。

また、コンプライアンス研修を実施し、守秘義務や官製談合防止法の意味を理解し、業者に限らず同僚や家族にも情報を漏らさないなど、再度徹底を図っていくことが大切ということで、まとめとしては、職員を守り官製談合を二度と起こさないという姿勢を示すためにも、概ね予定価格は公表すべきとの意見でしたが、業者の力をつけるという意味では、公表することにデメリットを感じるという意見もありました。高止まりへの対応、基準等については、選考委員会で総括して傾向を見るなど検証し、柔軟性を持って取り組むこと。また、全ての関係者がコンプライアンスを遵守すれば問題は起こらないとしています。

最後に、設計書の扱いについて。

嚴重化の扱いをお聞きしました。決裁関係者以外は、絶対に見ないように設計書は鍵のかかるロッカーに入札終了まで各課単位で保管する。設計書決裁は、見られないようフラットファイルに綴じ、セキュリティーバッグに入れて持ち回り、次の決裁者に手渡し、

管理責任を引き継ぐ。また、セキュリティーバッグに入れることで機密事項ということが目視で分かるということで、概ねこのような取り組みでいいと思うが、取り組み等が適切に行われ機能しているか、チェックは必要との見解となりました。

最後に、総括としては、職員と業者のコンプライアンスの徹底、意識改革に尽きるのではないか。監視機能として、町独自のセキュリティーポリシーの作成や研修計画が必要ではないか。今後、管理職になる立場ということから、全ての職員へのコンプライアンス知識の習得、情報管理など資質向上に向けた研修を継続して行うように求めたいとしています。

住民の信頼回復、再発防止へとしっかりと取り組んでいただけるように求め、報告いたします。

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

報告が終わりました。何かございましたらお願いいたします。今西委員。

○委員（今西利行） 2番の入札参加業者の選定ですけれども、「今までの事務手続き見直し、選定調書の決裁持ち回りは原則行わない」とありますが、これは行うとなった理由というか、それと、先ほどもありましたけれども、指名選考委員会と入札検討委員会、私は違いをよく分かっていないんですけれども、先ほどの答弁では、それも一緒にするというふうなこともありましたけれども、併せてそれはどういう意味なのかお聞きしたいんですが。

○委員長（浅田晃弘） 暫時休憩します。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 0時01分

○委員長（浅田晃弘） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。今西委員。

○委員（今西利行） 一番最後に書かれている「今までの事務手続きを見直し、選定調書の決裁持ち回りは原則行わない」とありますが、1つ目は、それはどうしてそういうふうになったのか、教えてください。

○委員長（浅田晃弘） 山内主査。

○第1分科会主査（山内実貴子） そのような報告を受けましたので、そういうふうに報告をしています。現状として報告をいただいて、そういうふうに手続きを見直して、このような取り組みと今はしていますという報告をいただいたので書かせていただいています。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員、よろしいですか。

○委員（今西利行） 私自身はちょっとまだ分からないので、また別の機会にお聞きしたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 予定価格の公表については、まとめの中でもコンプライアンスを守れば問題は起こらないという、まとめの中でもその上のほうに概ね公表すべきとの意見であったと、それに対してデメリットもあるんじゃないかと。ここ曖昧にしてあるんですけれども、曖昧ということで、先ほど谷口委員のほうが公表すべきやというふうに議会でまとめるというふうに、そういう感じで述べはったと思うんですけれども、ここはもう委員会としては、曖昧な形でということで。どういう見解なんですか、ここは。

○委員長（浅田晃弘） 山内主査。

○第1分科会主査（山内実貴子） 本当にこれは最後まで悩ましい案件として、やはり官製談合という部分では、予定価格を公表すべきやという意見は概ね多かったです、やはりいろいろな高止まりであるとかそういうふうに業者の方に力をつけていただきたいという意味から、デメリットということに関しての意見はなくなるということでした。曖昧と言われればそうかもしれません。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 必ず予定価格を公表すべきであるということはもう明言しないということで、そういうことですか。

○委員長（浅田晃弘） 山内主査。

○第1分科会主査（山内実貴子） そうです。あくまでも官製談合を起こさないということでは、公表すべきということは思われる方は多いんですが……。

○委員長（浅田晃弘） 暫時休憩します。

休 憩 午後 0時04分

再 開 午後 0時12分

○委員長（浅田晃弘） それでは、休憩前に引き続きまして、山内主査の報告に対する質疑ございましたらよろしくお願いたします。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、以上で第1分科会主査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、日程第3、第2分科会の報告について。

第2分科会は、監視機能体制の強化についてということで、原田主査から報告を求め

ます。

原田主査。

○第2分科会主査（原田周一） 第2分科会の取り組みの経過報告から説明させていただきます。

5月20日にまず第1回目、いただいた監視機能強化体制ということでどういった内容があるんやということを事前に協議しまして、まず、本町にある公益通報制度、制度そのものがあるということをお聞きしましたので、総務課長のほうに講師として来ていただいて、その内容それから報告の仕方、通報の仕方、そういったようなことについて我々分科会委員が研修を受けたということです。

その中で、印象としては、半分以上知らない、制度そのものを。ということの意見があつて、えらい内容になつとるなというようなことでした。

それから、監視機能強化体制についてもここに書かれている内容で入札監視等委員会の設置とか、先ほどから話も出ていましたけれども、そういうようなことを意見として議論をいたしました。

それから、その他について、ここに書かれている特命担当ということで、先ほどから意見も出ていたようなんですが、これは組織的に不明瞭であると。それから、職務分掌をもっと明確にすべきで、今後検討していかないかのじゃないかと。

今回は、このときは第1回目でしたんで、具体的な内容について深いところまでは協議はしておりません。

これらのことを受けまして、第2回目に公益通報制度とかコンプライアンスということについて認知度が低いんで、一度職員さんにアンケートの調査をしようということが決まりました。それで、一応、町三役それから会計年度任用職員、それを除く全正職員119名に対してアンケートをお願いいたしました。それで、ここに2枚目のアンケート調査結果についてというところで鑑みを付けているんですが、119人で回答いただいたのは100%回答をいただいて、期間としては6月22日から7月2日、約2週間足らずを期間として全員出していただきました。

その結果を精査すべき浅田委員長それから今西委員をお願いいたしまして、私を含めた3人でずっとまとめてきたということです。そのまとめた結果がこの重大事件に係るアンケート調査結果についてということで、それぞれの質問に対して一応まとめさせていただきました。

今回、このまとめに当たっては、できる限りそのまま載せようやないかと。職員さん

の素直な意見でもありますので、各質問に対してそのまま載せようと。それともう一つ大事なことは、ほとんどこの調査結果の4のほうに書いていますけれども、問1から問8まであるうちの問5、知っているか、知らないかということでここ書いてあるんですが、これ以外のところは全て記述式でお願いして、できる限り素直な意見を書いていただくということでお願いしました。

問1については、例えば、今回、官製談合防止違反・加重収賄についてどのように感じられたかというようなこと。あと、入札制度に問題があったとかですね。

先ほどからるる質疑があったような、恐らく私の印象ですけれども、私は全119通全部読ませていただきまして、先ほどから意見を聞いていたんですが、ほとんど7、8割はここに書かれている内容であるというふうに感じております。それぞれ事前配付しておりますので、恐らく皆さんもうこれ読んでいただけていると思いますので、ここでは時間の関係で割愛させていただきますけれども、かなりシビアな先ほどから出ているような意見が多く記述されていたということです。

これらを受けまして、最後に第2分科会としてのまとめということで、一番最後の1枚ものなんですが、1 コンプライアンスの徹底について。これは、職員さんの多くは定期的に研修を実施するということが必要であるというようなことを意見としてまとめさせていただいています。

また、④業者対応についての不正防止に関するルール・仕組み（マニュアル）の作成及び業者に対しても研修が必要であるんじゃないかというようなことの見解がありました。

それから、⑤住民に対する信頼回復のためにも、コンプライアンス宣言（全職員がコンプライアンス意識を高め行動するため、職員倫理に関する住民への誓い）の策定と公表を行うことが必要であると。これも先ほどから話が出ていたと思いますけれども、こういったことが記述されておりました。

それから、2 公益通報制度の整備については、職員アンケートによれば、公益通報制度を知らない職員も多い。全職員への徹底が必要である。先日の前回の委員会でしたか、何か星野政策監から一部40名か何か研修されたということありましたけれども、ここに書かれているのは、入札制度を知らない職員もやはり一応宇治田原町の職員として、そういう研修が必要ではないかということで、全職員への徹底が必要であるというようなことが述べられておりました。

それから、②なんですが、通報者が不利益を被るのを懸念して制度をためらう職員が

いる。通報者が不利益を被らないようにすべきであると。これが非常に大事なところで、この辺りでその通報をするのを躊躇しているというようなことです。

それから、③外部弁護士による窓口の設置や全職員に対する定期的なアンケートを実施すべきである。こういった息抜き、職員さんにとって息抜きができるアンケートの実施いうんですか、やはりそういうことを言えるような場も必要であるというような意見もありました。

それから、3 外部通報制度の検討についてということなんですが、先ほども出ていましたけれども、住民からの通報の受け皿、これは業者ということも含まれると思うんですが、意見箱や町長メール、町長への直接のご意見番いうか、そういうメール、そういうような取り組みなんかも必要ではないかというようなこと。

それから、②今回の事例にも鑑み、入札等監視委員会の設置をすることを求めたいというようなこと。

それから、裏面の4 断固として立ち向かう組織風土の形成については、職員全体の意識改革、不正に断固として立ち向かう組織風土の形成が必要である。また、個人情報漏洩問題、セクハラ、パワハラ問題などを含めた研修を行って、風通しのいい職場環境をつくる必要があるというような意見もありました。

それから、その他として、同一業務のエキスパートを育てていくことは重要であるが、その職員に任せておけば大丈夫という意識が町組織機構の構築、人事異動に今までであったのではないか。権限の一極集中を避けるため、ガバナンスの構築が必要である。

それから、専門部署の設置を行う。これは、工事執行と入札執行、これを専門に行う部署の設置であるとか、先ほどから何か予定価格とか積算とかいろいろな意見出ていましたけれども、そういったような専門家いうんですか、こういうような人間の育成とかが大事ではないかというような意見もございました。

それから、事業担当者には、業者からの圧力、それから上司からの圧力、不調・不落への不安など、様々な誘惑やストレスにさらされていると。組織として、担当職員を守る視点が必要であるのではないかというような素直な意見もあります。これは実際に不落になったら、当然予算執行の面でいろいろな制約がありますんで、担当者がいろいろなストレスなんかを感じていると。それを組織として担当職員を守る視点が必要ではないかということです。

それから、役場においてパワハラやいじめを感じ、職場の文化や人間関係に悩む職員もいる。今回のようなアンケートを通して、一人一人が自分の思いを打ち明ける機会は

大切であり、そこで風通しのよい職場づくりが必要であるということ。

それから、最後に、特命担当について。

特定の個人の能力（知識の豊富さや決断力、交渉力、調整力等）に依存しすぎるものが問題ではないか。

それから、誰も異論を挟めない雰囲気があったと感じている職員もいる。上司のワンマン体制になっていたのではないか、検証が必要である。

特命担当については、組織的に不明瞭であり、任命するのであれば、職務としての位置付けを明確にすべきである。これは職務分掌とかそういったことを任命するときにはっきりと明示すべきであるというような。

詳しくは、それぞれの中身を見ていただいたら、記述されております。先ほどから、このほかに話が出ていました入札のこととかいろいろなことがこの中にも記述されていて、私のほうで少しまとめかけたんですけども、これは第1分科会の分野でもあるということで、この報告からは割愛させていただいたということを申し上げて、私からの報告といたします。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

報告が終わりました。何かございましたらお願いいたします。谷口委員。

○委員（谷口 整） まず、この第2分科会、非常にうまくまとめてもらっておりますし、またこのアンケート。記述式のアンケート、これをまたまとめてもらった、大変やったと思います、この作業。原田主査並びにですね、浅田委員長なんかも一緒に手伝われたということやったし、今西さん。ご苦労さまでした。なかなか大変やったと思います。

その中に、先ほども触れましたけれども、職員さんの思い、非常に、これ記述式やから書ける部分がしっかりと書かれているんです。その辺りについては、町のほうもしっかりとこれ見ていただいて、職員さんの思いを汲んでいただきたい。そのことは強く求めておきます。

それで、まとめの最後のところに、「特命担当については組織的に不明瞭であり、任命するのであれば職務として位置付けを明確にすべきである」ということがまとめのところに書かれておりますけれども、私も先ほどそのことをちょっと触れさせていただきました。不明確な特命はやるべきやないということは申しあげましたし、例えば建築の専門の技師がないということがこの間ずっと言われておりますけれども、現実、一級建築士を持った職員おるんです。だから、そういう人にこそね、明確な位置付けで特命でいろいろとやってもらうというのが特命の在り方だと思うんですけども、ちょっと報

告とはずれますけれども、その辺については聞かせてもうてもいいのかな。別に意見で話しておいてもいいんですけれども、その辺は。

○委員長（浅田晃弘） 意見としてお伝えいただいたほうがいいと思いますね。

○委員（谷口 整） ということがありますので、明確な特命事項をきちっと与えてやるということも活用としたらできると思うんで、その辺を意見として申し上げておきます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。 原田主査。

○第2分科会主査（原田周一） 今の件に関することにもなると思うんですが、このアンケートの中にも専門職ということがやはり書かれています。ですので、その辺りも行政側もしっかりとよくこの辺の中身を吟味していただいて、アンケートの対応をしていただきたいと思います。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、質疑を終了いたします。

次に、日程第4、まとめ小委員会の設置について進めていきたいと思いますが、この部分につきましては、職員の皆様方には直接関係しないと思いますので、ここで退室をいただいて結構でございます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時32分

再 開 午後 0時32分

○委員長（浅田晃弘） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

その他が日程上書いておりますので、何かございましたらよろしく願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） 当局、何かございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ありませんか。

それでは、その他についてはこれで会議を終わります。

それでは、職員の皆さんは退室をよろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時33分

再 開 午後 0時33分

○委員長（浅田晃弘） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

ただいま報告をいただきました2つの分科会の報告を基本にいたしまして、本特別委員会としてのまとめを作成したいと考えております。まとめの作成に当たっては、全委員で作成すべきところではございますが、この間、分科会で議論していただいた内容も踏まえて、まとめ小委員会を設置して進めたいと考えております。

この際、まとめ小委員会の設置についてお諮りいたします。本特別委員会のまとめを作成するため、会議規則第70条の規定に基づき、まとめ小委員会を設置することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員（原田周一） 何名ぐらいを予定して、まとめてゆくという方向は分かるんですけども、どれぐらいの人数とか規模とか、小委員会、予定されているのか、その辺り。

○委員長（浅田晃弘） 小委員会の人数でございますけれども、半数を予定しております。後ほど提案理由を述べたいと思っております。

それでは、ご異議なしと認めまして、小委員会を設置していきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） 異議なしと認め、私のほうで指名させていただいたと思っておりますが、これに対してもご異議どうでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） それでは、私のほうから指名することにいたします。

それでは、小委員には、各分科会の主査であります山内委員、原田委員、それから各常任委員会の委員長である藤本委員、山内委員は重複いたします。各常任委員会の副委員長であります山本委員、馬場委員そして私浅田を指名したいと思っております。計6人で小委員会を結成したいと思っておりますが、この選任についてご意見をお伺いいたしたいと思っておりますが、皆様方、どうでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） そしたら、そういう形で小委員会の委員をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、小委員会の委員長の選任についてお願いしたいと思っております。選任についてのご意見をお伺いいたします。

（「委員長一任」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ただいま、委員長一任とありましたので、私のほうから指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） それでは、私から指名させていただきます。

まとめ小委員会委員長に馬場委員を指名させていただきます。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。まとめ小委員会委員長は、馬場委員に決定しましたので、よろしく願いいたします。

それでは、ここで小委員会の日程を決定したいと思うところがございますけれども、時間的に次のこともございます。昼からの予定もございますので、本日の会議・研修終了後に小委員会のメンバーはお残りいただきまして、日程調整をしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） それでは、そういう形でやっていきたいと思いますので……。馬場委員。

○委員（馬場 哉） それは了解いたしました。それ以前に、私委員長やれということですので、ちょっと日程というか、今後の流れの確認だけ一つしたいんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 全員にね、はい。

○委員（馬場 哉） このまとめの小委員会は、第1分科会、第2分科会の主査から報告を受けたものを議会の重大事件等調査特別委員長である浅田委員にいわゆる答申をするということですね。

○委員長（浅田晃弘） そうです。

○委員（馬場 哉） 浅田委員が今度は議長に報告をしはると、議長は町に対して議会のまとめとして報告しはると、その流れというのが合っているかという点と、いわゆるスケジュール的なもの、いついつまでにまとめの小委員会は答申をなさないと、その点について少し説明をお願いしたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） それでは、その点につきましてお話したいと思います。

まず、1点目は、流れ的にはその流れですね。報告または答申と言うんですかね、まとめを小委員会でしていただいて、特別委員会の委員長であります私のほうに報告また

は委員会を開催して、皆様方の総意としてそれを承認していただき、その後議長に報告書をお預けする、または報告するというような形になります。議長におきましては、それを今の流れで言いますと、町長のほうに議会として、特別委員会としての考え方を提言していただけるものと思っております。それは議長にまだ確認はしていませんが、そういう形で設置をしたと思っておりますので、そういう形になると思っております。谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、浅田委員長から述べられたように、この特別委員会のまとめ、それをもらって、議会のまとめとして町のほうに提出する。ちょっとスケジュール的なことを言うと、9月議会定例会中に最終まとめをいただいて、遅くとも閉会日には町のほうに出したいというふうに考えています。結構タイトなスケジュールになると思うんで、その辺はよろしくお願ひしたいなと思ひます。

なぜ9月中というのにこだわるかと言ひますと、もう既に町のほうの第三者委員会の報告を受けた、先ほどから議論してしまひた素案なるものが出てくるんで、当然、議会の意見もその上に反映させてもらわないと、見切り発車みたいなことにもなりかねんということもあって、9月定例会中にはまとめを町のほうに提出したいという思ひで、この間、浅田委員長と話をさせてもらひています。

○委員長（浅田晃弘） あと9月の日程表の中で、また今後配っていただけるとは思ひんですけれども、今議長がおっしゃったように、9月議会でもまとめてまいりたいと思ひております。というのは、今日も町のほうからの報告もありましたように、10月から始めるよというのがありました。それから、今までの制度を活用して6月から始めている部分もあるよというよな報告ございましたので、その10月から行えるように9月の定例会内でまとめたものをそれに反映できるようにしていきたく思ひております。

最終日につきまして、9月定例会の再開日、閉会予定の前にはまとめてまいりたいなと思ひておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

その他、何かございましたらよろしくお願ひいたします。原田委員。

○委員（原田周一） 今言われた議長のそれはそのとおりでいいと思ひんです。私思ひんですけれども、この間、ずっとやってきて、要は、町三役の責任というのが一向にこれも提言とか結論出てからということ、ずっと順送りになつとるんですね。このまとめを出すことによって、向こうのことなんで、こちらからどうのこうのいうことは言えないんですけれども、やはりその辺も明確に要求しておかないと、何かこのまま時間ばかりたつてうやむやになる可能性があるんで、そこはここの席でどうのこうのじゃなしに、

議長のほうからしっかりと議会として態度を明らかにするよういうことを申し添えて  
いただきたいというふうに思います。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） その辺、町の責任の取り方というのがこの間ずっと先送りになってきていたので、非常に気にはなっているところで、今回、第三者委員会のまとめにおいて、また9月議会定例会中には議会のほうもまとめを出すということで、町のほうからは9月の定例会の中で町の、具体的に言えば町長、副町長の処分案について出すということ言われているんで、先ほどちょっとそのことに絡めてね、業者の処分、これは均衡の原則、町が独自で勝手にあの業者許したろとか、めちゃめちゃきつしたろとこんなことはできんけれども、自分の処分は自分で考える、均衡もへったくれもあらへん。だから、そのことを考えなさいよというのをちょっとまずは触れといたんです。ほんで、どういう内容で出てくるかは知りませんが、9月定例会に町のほうは上程をするということは聞いてますんで、あとは町長、副町長がどういう形の自分に対する処分をするか、その処分の内容を見て、ああそこまでするかというのか、その程度かいうのか、妥当やなというのか、そこはちょっと分かりませんが、その辺りをまた議論してもうたらいいなかなと思います。

○委員長（浅田晃弘） 原田委員。

○委員（原田周一） ということは、まだ我々9月の具体的内容、議案の内容も何も知らないですけども、当然、その部分が含まれてるということですね、今の話。

○委員（谷口 整） 何かの場で9月に出したいいうことを町長言うたんちがったかな。どこかの場で発言してた。それを受けて9月に出したい思うてると。いうところまでしかこちら聞いてへんし、9月いうのはそれはもうタイムリミットやなど、いつまで放っておくねんということも言うてたんでね。それで、処分の内容は、それは自分で判断しはったらええわけやから。

○委員（原田周一） まあまあこちらがね、どうのこうの言えることじゃないんで。

○委員（谷口 整） 言えることじゃないし、そんでこんなの相場ってあってないようなもんやからね。さっきの業者の処分はね、言うてるように、それなりの基準があって、よそと極端に差のないようにせえいうのは当然やけどね、それはもう自分の思いでやったんが出てくると思うてるんで、そこはまた皆さんが議論していただいたらいいことかなということですよ。

○委員長（浅田晃弘） 原田委員。

○委員（原田周一）　ということは、議案であれば、議論ができる場があるということですね。その内容について。軽い重い言えるということですよ。決めるのは向こうですけども、当然、議員として意見が言える場があるということですね。それが特別委員会になるのか全協になるのか、それはどこか分かりませんが。

○委員長（浅田晃弘）　例えば、そういうことが出てきましたら、条例改正をしていかならんというようなことにもなりますので、担当する委員会または重大事件等調査特別委員会等で条例改正について議論をしていかなんということになりますので、その場でそれを今おっしゃっています質問等されたらええことやと思います。

○委員（原田周一）　というのは、何が言いたかったかいうたらね、ここまで皆でやってきた問題なんですね。だから、例えば今言われた常任委員会であればね、半分の人間しか関われへんわけです。だから、全協か特別委員会か、やはりみんなが意見を言えるような委員会で議論すべきじゃないかというのが頭にあっただんで、ちょっと議長に言うてたんですよ。

○委員（谷口 整）　今、浅田委員長言われたように、私も本来やったら、これ一般論です。処分いうたら報酬の削減しかないと思う、処分の仕方。それならば、総務建設常任委員会付託になるんやけれども、今、原田さん言われたように、総務建設常任委員会が半分の人しか議論加われへんから、全体の場合ならばこの重大事件等調査特別委員会に付託というのが一般的な流れであるなというのは私も今考えているんです。

だから、全議員がね、その場で議論できる場は、どんな形になるかは別として、考えていかなんというふうに思っています。

○委員長（浅田晃弘）　そういうことで、そういうものが提出されれば、議会運営委員会で、どこで取り上げていこうかというようなことになってくると思っていますので、その場で、どこの委員会でやるのかやっていきたいと思っております。それで皆さんよろしいですね。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘）　そしたら、提出を待った上でどこでやるか考えてまいりたいと思います。

では、これで重大事件等調査特別委員会を終わります。

閉　　会　　午後0時50分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

重大事件等調査特別委員会委員長          浅   田   晃   弘